

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：それでは、裁判員経験者の方との意見交換会を始めさせていただきます。

制度が始まりまして、4年半が経過したということになります。この大分でも既に50名を超える被告人に判決が言い渡されているところです。1年間の事件というのは、ややばらつきがありますが、年間十数件の事件が起訴されるというふうな状況が続いています。私自身、こちらにきて1年半ほどになりますが、21件、22名の被告人につき判決をしました。

その間、本当にどの事件でも、参加いただきました裁判員、補充裁判員の方々は非常に熱心に取り組んでいただいたと感じております。長く法律家だけで仕事をしていると、その常識を揺るがないものだと考えてしまうところがあったのは事実かと思います。

そこに、新鮮な意見を持ち込んでいただきて、本当に勉強になるというふうに思っております。この裁判員制度は、現時点まで比較的順調に運用されているという評価をいただいております。それは、ひとえに御参加いただいた裁判員、補充裁判員の方々の見識と、公的なことに積極的に取り組もうとする志のようなものに支えられてのものと思っています。

この会は、裁判員裁判を、これからますます良い制度にしていくために、実際に関わられた方から忌憚のない御意見を聞かせてもらう場と考えております。

本日、御出席いただいた方は、短い方でも4箇月、長い方は10箇月ほど前に、裁判員としての職務に就かれており、ちょっと記憶が薄れているということもあるかもしれません、逆に時間がたつことで気付いたこととか、感じ方が変わったことなどもあろうかと思います。その辺りのことも含めて、我々法律家がこの制度をよりよいものにしていく上で参考となる意見を

お述べいただければと思います。むしろ厳しい意見もどんどんお述べいただければ有り難いというふうに思っております。

それでは、進めさせていただきます。

最初は、経験に対する全般的な感想、特に、参加する前と後で、裁判に対する印象とか、裁判に対する関わり方について変わったというようなところがあれば、その辺りをお聞かせ願えれば非常に有り難いと思っております。

1番の方から順次、お聞かせ願えればと思います。

裁判員経験者1：裁判所から通知が来てから実際に裁判員に選ばれるのは何箇月かたってからですが、まさか自分が裁判員に選ばれると思っていませんでしたので、いざなってみると、やはり頭が真っ白になって、自分がどんなことができるんだろうかというふうな印象を持ちました。でも、参加してみて、自分たちでもお役に立てるのかなというふうに思いました。今はそういう気持ちです。

司会者：ありがとうございました。

裁判員経験者2：事件を最初から最後まで全て見聞きして、最後に量刑を出すという非常に貴重な体験をさせていただいたというふうにまず思います。それ以降、裁判報道を見る目が変わったというのもありますし、少し人生観が変わったというようなところもあります。周りの者にも経験したことを、社会生活を送る上で裁判等にもっと关心を持つべきだというふうに、話せる範囲で話しています。

司会者：4番さん、お願ひします。

裁判員経験者4：今、2番さんがおっしゃったとおり、初めは他人事に思っていました。ところが、選ばれまして、もうこれはやるしかないと思いました。初めはいい体験になるなと思っていたのですが、終わってみれば、いい体験というほど軽いものではなく、大変貴重な体験をしたと思っております。

それを最初に感じたのは、遺族の方の意見陳述の時です。その姿を見た時に、私は大変なところに来てしまったと思いました。裁判が進むにつれて、肩の荷がだんだん重たくなっていき、かなり疲れました。

司会者：ありがとうございました。

裁判員経験者5：私も皆さんがあっしゃったように、最初、選任手続の通知が来たときは受けられるか不安でしたが、その反面、体験できれば、一生のうちでとても貴重な経験だと考えるようになりました、裁判員になったときはやるんだという気持ちになっていました。

やはり、皆様があっしゃったように、裁判の報道や新聞記事などを見ていて、以前よりもっと興味が湧くというふうになってきました。

その中で、自分は主婦をしており、子供を育てていく上で、貴重な体験をさせてもらったので、自分の経験を、今から大人になっていく子供たちに伝えていけたらなど、それが自分の中の一番の責任かなと思えるようになりました。

周りの方、職場の方からも、貴重な体験をしたねと言われており、本当に貴重な体験をさせてもらったと思っています。ありがとうございました。

司会者：6番さん、お願いします。

裁判員経験者6：私も皆さんと同じように、裁判員候補者に選ばれましたという通知が来たときには、まさか自分が当たるわけないだろうと思いました。家族のから、「宝くじは当たらないけれど、こういうのには当たるんだ。」と冷やかされたこともあったのですが、宝くじ以上のお金に変えられない経験ができたと思っております。

と、申しますのは、正直言って裁判は他人事で、犯罪を犯さなければ関係ないのですが、犯罪をなくすためにも、我々が裁判員の経験をみんなに伝えることによって、犯罪を防ぐことが必要ではないかというふうに感じました。家族にも、職場の中でも、具体的なことは言えませんが、誤った道に行かな

いようにという気持ちで、裁判とはこういうものであるということを伝えました。

裁判員に選ばれる前は、新聞等を見ても、そのまま素通りしていたんですが、経験してからは、その記事を全て読んで、どういう判決をしたのかということにすごく興味を持つようになりました。テレビ等で裁判長が出ると、裁判の時のこと思い出出してしまって、すごくいつも新鮮な気持ちを感じております。

司会者：ありがとうございました。

犯罪の報道などを見る目が変わったのみならず、周囲の方に対して、いろんなことを話してくださっているとか、犯罪を防ぐためにはそもそもどういうことをすべきかについて考え始めたといったことを、ここで聞かせていただくのは本当にうれしい限りです。特に、それを未来のある子供に伝えていきたいというようなお話を聞かせていただいて、本当に、ますます頑張らなければいけないと気持ちを新たにしたところです。どうもありがとうございました。

この後は少し審理の手続などに関する意見を聞かせていただければと思います。細かいことはさておいて、今の記憶に残っていることで結構です。

今度は逆回りに6番さんから、本当に全般的な印象で結構です。こんなところが、ちょっと分かりにくかったというようなところがあれば遠慮なさらずに話していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

裁判員経験者6：審理に関してですが、大変、失礼な言い方になるかと思うんですが、裁判官の方は、過去の判決を参考に事務的に処理をしているのではないかなどという印象を、正直言って最初は思っていました。実際、経験してみると、我々裁判員と一緒に、二、三日間話をするわけなんですが、裁判官の方も真剣になって我々の話を聞いてくれて、随分、思ったイメージと違っていました。事務的な処理をしているのではなくて、話し合った結果で、適

正な判決をしているなと感じました。

司会者：自分がそのような判断に至るまでに、こういう情報は知りたかったんだけど、ちょっと分かりにくかったというふうなことを感じた点はありますでしたか。

裁判員経験者6：そうですね、事前に専門用語等も、こういうことですよと聞いておりましたので、審理等に関しまして、そんなに迷うことはありませんでした。

司会者：ありがとうございました。5番さん、何か、ちょっと分かりにくかったような記憶が残っているところがあればおっしゃっていただければと思います。どうでしょうか。

裁判員経験者5：全般的に、丁寧な説明等をしていただいたので、自分の中では迷いというか、困ったことはなかったように記憶しております。

司会者：4番さん、お願いいいたします。

裁判員経験者4：自分の事件のときは、被告人が外国人で、通訳を介しての質問とかが続いたので、言葉のニュアンス的なものが分かりづらいということはありました。

大事件だったので、裁判員は被害者の方方に感情がいきがちになるところを、裁判官の方に冷静に説明していただき、バランスをとったと思います。

司会者：今、通訳を介したことの難しさということをおっしゃられましたが、被告人の話していることを理解するのに難しさがあったということですか。

裁判員経験者4：そうですね。例えば、敬語を使っているのか、歯切れのいい言葉でしゃべっているとか、日本語であれば、その辺のニュアンス的なところが、人柄を見る上で伝わるのですが、通訳を介するとちょっと伝わってかないみたいなところがありました。

司会者：被告人の事情については、当時も割ときっちりと自分の判断をするた

めに必要なところを法廷で理解できたという感じだったのでしょうか。

裁判員経験者4：そうですね、被告人が前に出た時に、被告人の表情、言葉遣い、態度、その3つぐらいを見るしかないと思うのですが、通訳を介すると、投げやりな言葉なのか、敬語を使っているのか、実際、どういう言葉でしゃべったのか分からず、きれいな言葉で返ってきますので、ニュアンス的なところはちょっと分かりにくかったです。

司会者：被害者側の事情については、審理の時に、そういうストレスなく受けとめられていたということになりますか。

裁判員経験者4：内容的に分かりました。

司会者：ありがとうございました。2番さん、お願ひします。

裁判員経験者2：裁判の進行については疑問点なども全て質問ができましたし、戸惑うようなところは一切ありませんでした。ただ、裁判自体の情報量が非常に多いので、それを自分の中でそしゃくしていくのには、結構時間がかかりますし、集中力も必要でした。やっているときは全力を尽くしてやりましたし、疑問点はもう何もないわけですが、情報をそしゃくして、判断をしていく上で、その時間が適当だったんだろうか、足りなかつたという意味ではないですが、あの時間が適当だったのかなと後でちょっとと思いました。

司会者：それは、評議の時間に関して、何となくそういう考えを抱いているということになりますか。

裁判員経験者2：そうですね、裁判員は、余りにも日常の生活とは違う情報を全く予備知識なく一遍に聞いて、一つの事件を最初から最後まで全部頭の中に入れていきますから、かなりの集中力を必要とします。その中で、疑問点は、その段階、その段階で常にクリアしていくのですが、その時間 자체が適当だったのだろうかと感じました。

司会者：それは、我々と評議をしていた時間のみならず、法廷での時間を含めてということになりますか。

裁判員経験者2：法廷の時間が足りなかつたということは思いません。ただ、自己の中で、刑事事件の判断をするのに、あの裁判日数というのは適當だつたのだろうかと、私は個人的に感じたところです。

司会者：あと、疑問点について質問ができたのだとおっしゃっていましたが、その質問というのは、証人や被告人に対して問い合わせた場面をお指しになられたということでおろしいですか。

裁判員経験者2：そのとおりです。

司会者：それは生で、直接、本人に問いただす、不十分なところを聞くということが、疑問点を解消していく上で、非常に有効な方法であったということですか。

裁判員経験者2：そうですね。最終的には自分が判断するときに、自分の中で確信がやっぱり持てないと自分の判断は言えませんので、そのための質問は繰り返し行いました。

司会者：今、情報量が多いというお話を出てきましたが、具体的にこういう点について情報が多かったというふうな印象が特に残っているというような部分があればお聞かせ願えればと思います。

裁判員経験者2：私が参加した裁判は、罪状を争うようなものではなく、専ら量刑をどうするかというものでした。私は、事件のいきさつ辺りがかなり重要なと思っていまして、事件の経過をそしやくするのにちょっと時間が必要だという感じは受けました。

司会者：そこで聞かせてもらった、事件までのいきさつに不要な部分があつたということではなくて、内容的には必要だと思うボリュームだった。ただ、それを自分なりに解釈するのが大変だったということですか。

裁判員経験者2：そうですね、情報に不足はなかつたと思います。先ほど、人生観が少し変わつたというふうに私は申しましたけれど、それは、事件の経過を見ていくと、犯行をやめるポイントというものは幾つかあって、そういうの

が量刑には関係してくるかなというふうに思いました。要するに、私たちの日常生活の中でも、一歩間違うと犯罪者になってしまうという分岐点みたいなもの、ここでとどまっておれば何事も起こらなかつたというポイントが幾つか見えて、ちょっと人生観が変わつたところもありますし、そのような点をそしやくするのに緊張を強いられたという印象になります。

司会者：ありがとうございました。1番さん、お願いいいたします。

裁判員経験者1：もう10箇月前の話なのですけれども、印象に残っているのが、検察官の方が随分、被告人に対して、いろんな角度からいろんな質問をしていたことです。私の印象では、そのときの被告人は、自分に不利になるようなことも省みずに、正直にお話をしていたようです。それを持ち帰つて、評議をするのですが、その場では話しやすい印象で、どんな質問でも遠慮なくできたという印象を持っております。それで、これは、共同体での判決だったという印象を持ちました。

司会者：1番の方に御担当いただいた事件というのは、内容的に争いのあった事件でして、被告人の言っていることと被害者の言っていることが違っていたのですが、審理の中で、この辺がもうちょっとどうにかなつたら分かりやすかったなというふうなことを感じたことは特になかったですか。

裁判員経験者1：それはありませんでした。被告人も、自分に不利になることを恐れずに正直に話したようです。それで、どうするかということを評議したんですけども、さつき言いましたように、評議の場面でも、話しやすい雰囲気で、皆さんいろんな御意見を出されていました。

司会者：判断するために必要な情報はきっちり法廷の中で聞かせてもらった、見せてもらったという印象でよろしいですか。

裁判員経験者1：そうです。

司会者：今、2番さんのほうから、犯行を思いとどまるような分岐点というようなものをいろいろと感じる場面が多かつたという話が出てきましたが、裁

判で取り上げられた事実というのは、起訴状に書かれた事件の骨格だけではなくて、その前のことから後のことまでいろいろあったと思います。では、犯行前のことから犯行後のことまでの取り上げる範囲や内容、若しくは、登場してくる人物の生い立ちだとか、人となりだとか、そういう事柄について、何かもうちょっと知りたかったという感想を持たれたという方はおられますか。1件しか担当していないので、比較のしようがなく、お答えしにくい質問と思いますが、思い起こしてみて、あのときもうちょっとこんな辺りのことを知りたいというふうな話があったというような御記憶はないですか。

5番さんの事件も、ちょっと言い分が食い違っていた事件でしたが、その判断をする上で、ちょっとこの辺の情報が足りなかつたと感じたとようなどころはございましたか。

裁判員経験者5：食い違っていたところは何点かあったかとは思いますが、私的には、いただいた情報の中から、大体のことは読み取れたというふうに思っていましたので、不足したところは余りなかつたと思っています。

司会者：被害者と被告人に一定の関係があり、前段階の出来事も裁判では出てきたと思うんですけども、その辺で不足感を感じたということは特になかつたですか。二人のこれまでの関係や、こんなことを考えている人間だということの把握が難しかつたとか、そんなことは特にお感じにはなりませんでしたか。

裁判員経験者5：そういうところはなかつたんですが、今まで生育に関わってきた方々からの情報というものが少し欲しかつたかなという場面はあったと思っています。でも、それがあつたからどうということはなかつたとは思うんですが、自分が質問できなかつたという反省を踏まえてのことです。

司会者：よろしければ具体的に、どの辺りだと言えればお願ひします。

裁判員経験者5：被告人の方に関わってきた人で、証人に立たれた方がいらっ

しゃったんですが、もう少し違う方面から関わってきた方からの情報が欲しかったかなと、裁判が終わった後、思いました。

司会者：先ほどもおっしゃっていましたが、それでどうなったわけではない、後で改めて思い返しても、自分として不十分だったとまで思わないが、ということでおろしいですか。

裁判員経験者5：聞いていたからといって、裁判の方向性が変わるということがあったとは思ってはいないんですが、他の方からのお話があれば、もう少し違う方向で、自分なりに考えさせられるものがあったかなというふうには思っています。

司会者：ありがとうございました。

それぞれの事件で、被告人が容疑者として浮上してくるいきさつというのは、どこかの時点で必ずあると思いますが、裁判ではその辺りのことを、全部調べるというようなことはしていないのですが、例えば、捜査がこんなふうに進んだとか、事件の背景をもっと細かく知りたかったというふうな感想を、審理の中で持ったという方はどなたかいらっしゃいますか。

2番さん、お願いします。

裁判員経験者2：私は、正にそういうことを裁判員をやっているときに感じました。先ほど申しました時間が適当だったかという思いは、そういうところに由来するのだろうなと思います。私の裁判の場合は、被告人はもう全面的に罪を認めており、あとは量刑をどれくらいにするのかというところだったんですが、なぜそういう罪を犯したんだろうというところが、私の中では非常に疑問としてありました。何度もやめるタイミングもあったのに、殺人までいってしまったということに対するなぜだという疑問があるために、後になつて、判断の時間が適当だったのかという疑問が湧いてきたのですが、犯罪の背景を審理の中で解き明かしていくことは非常に難しいのではないかというふうに思います。証拠も全てそろっており、被告人も特に争うところが

なかったので、裁判としては適切にできましたが、罪を犯すのはなぜだという疑問は、裁判員をして初めて実感するといいますか、報道記事等ではその辺りのことは分からないといました。これが審理を通じて感じたところです。

司会者：ありがとうございました。

反対に、法廷で聞いていて、なぜ、こんな事を調べていくのだという印象を持たれた方は特にございませんでしたか。なぜ今、こんな手続をやっているのかさっぱり分からないと感じた場面は記憶に残っていませんか。大丈夫でしたか。

それでは、少し別の話を聞かせてもらいます。

直接、法廷に証人が来てくれて、その人に質問、答えという形で事情を聞いていくという証人尋問、被告人に対して同じような形で事情を聞いていくという被告人質問ということをやっています。先ほど、2番さんが、自分が質問をできたのは疑問解消にすごく大きかったというふうなことをおっしゃっていましたが、裁判の場で、生で、人の話を聞くということについて、時間が長くてかえって分かりにくかった、しんどかったというふうな、どちらかというとネガティブな感じを持たれたのか、そうではなくて、いろいろなことが分かったと、肯定的に見ておられるのか、その辺りはどうでしょうか。

6番さん、どうですか。

裁判員経験者6：私の場合、被告人は、全面的に容疑を認めて、争うことはありませんでした。裁判員からの質問にも全て答えて、逆に被告人が不利になることまでしゃべったという、ちょっと意外な一面を目の当たりにしたと感じました。

司会者：時間が長過ぎてつらかったという印象を、当時、お持ちになったということはございませんか。

裁判員経験者6：その点は、逆に時間が短いと感じたぐらいです。

司会者：供述調書などをずっと朗読するのを聞く時間と、それに対して、一問一答で話を聞くという場面とで、どちらがしんどいとか、長過ぎるとか感じた御記憶はありますか。

裁判員経験者6：長いと感じることは全然なかったです。とにかく、人を裁かなくてはいけないということで必死で、話を全部自分で吸収し、慣れない言葉を聞きながら判断していたので、時間の経過はすごく短く感じました。

司会者：1時間ぐらい休憩なしでやっていることが多いのですが、あの程度なら、例えば、書類の取調べでも、人の話を聞く場面でも大丈夫かなというところですか。

裁判員経験者6：はい、私は大丈夫だと思います。

司会者：5番さんにも伺いたいんですが、ちょっと言い分が食い違つており、どっちが本当のことなのかなという疑問点を持たれたのではないかと思うのですが、御自分の中では、裁判を聞いている中で解決がつきましたか。

裁判員経験者5：食い違っているというのはあったのですが、自分なりに、被告人、被害者お互いの立場に立ったときに自分だったらどうするかに置き換えて聞いたりしていたので、その点は困ったということはなかったです。

司会者：あの事件では、メールのやり取りなども併せて調べたのですが、御記憶はありますか。

裁判員経験者5：はい、少しずつよみがえってきました。

司会者：今、双方の立場にとりあえず自分を置いてみて、話していることを吟味するというお話があったんですが、メールのやり取りなどは吟味の時に参考にはなりましたか。

裁判員経験者5：そうですね。社会的にも言われているのですが、メールは、文章だけで、人によって読み取り方や感情の持つていき方が違うので、その点は、冷静に判断しようと思いました。こういうふうに送ったのだろうなと背景も考えながら、メールの文章を見ていたので、自己の中では、ここは違

うかなという点は何点かあったと思います。

司会者：検討のためにプラスになる面があるけれども、本当にどんな気持ちで書いたものなのかというところについては、文字づらだけ見てもなかなか把握しづらいところがあって、そこは証言や供述などとセットで自分の身に置き換えながら、見ていくというようなことを、あの事件でされていたということですね。

裁判員経験者5：そうですね。自分もメールを打ったりしますが、そうしたときに、相手から送ってきた返事が自分の思っていたのと違うということは経験の中であるので、そういったところも考えながら聞いていました。

司会者：有益な話を聞かせていただきました。

4番さんは、争いは特になかったんですが、通訳人が入ったことで、話を聞いていて、ちょっと長い、しんどいといった印象をお持ちになられましたか。

裁判員経験者4：ちょっと分かりにくかったんです。自前のには、場当たり的な犯行か、計画的な犯行かの部分を見ていたのですが。

司会者：長過ぎて、それを判断するにも頭がぼーっとしたとかはなかったですか。先ほど申しましたが、長いときは、1時間超えて続くこともあったと思いますが。

裁判員経験者4：長過ぎてということは感じませんでした。

司会者：生の話を聞くだけでなく、それ以外の証拠がもう少しあればよかったですということをあの当時感じたのですか。

裁判員経験者4：あの事件に関しては、量刑をどうするかが焦点だったと思うのですが、計画性があったかないか、その犯人の人柄とか、そういう面を見ることが大事だったのかなと思いました。犯人の人柄については、自分も質問はしたのですが、実際に法廷で見た被告人は、おとなしいのか、冷酷なのかというところは、一日、二日では分からぬと思いました。

司会者：ありがとうございます。

こんな証拠があったらどうだったかという点で、思い付くことはないですか。

裁判員経験者4：その事件の経緯とか動機に関してはかなり聞きましたし、生い立ちも聞きましたが、何かその周りの、例えば、犯人は日常的に短気だったとか、友達の評判とか、そういうところがもう少しあればよかったですみたいなところはあります。

司会者：ありがとうございます。

2番さんは二人の被告人を同時に裁判しまして、言い分が少し食い違っていたのですが、その辺りで、評価、判断について、こんな難しさを感じた、こういう話が出ていれば、その辺りの問題がもっとクリアになったかなというふうなことを何か感じたことはございましたか。

裁判員経験者2：それは余りなかったと思います。被告人二人とも、犯行自体については認めておりましたし、その量刑をどうするかというところでは議論をしたと思うのですが、そこについては余り疑問はありませんでした。

司会者：どちらの被告人が働きかけたかや、そこに至るまでの二人の交友状況のようなものについては、文字づらだけ見れば、ちょっと違う発言が出ていたかなという記憶があるのですけれども、特に、こんなところがあれば、その結論を導き出すのによかったのではないかということではなく、しっかり話を聞いていれば、その内容で自分の考えはまとまったということになりますか。

裁判員経験者2：そうですね。ほかの裁判員の方の質問なども非常に参考になりましたし、休廷が随時あって、その休廷時間に裁判員同士でも話をしたりして、疑問点はその都度解決していましたので、余り疑問は残らなかったです。

司会者：時間的に長くてしんどいということはなかったですか。

裁判員経験者2：いえ、それはありません。非常に適当だったと思います。むしろ、こんなに休廷が途中に入るのかという印象は受けました。ただ、その休廷ごとに打合せができ、疑問を先送りしないで解決していく進め方は非常によかったと思います。

司会者：休みが必要だというよりも、一度頭をクリアにできる、仲間内でいろいろ意見交換をするとの側面で有益だったということですか。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：ありがとうございました。

1番さんは被害者と被告人の話を聞いているのですが、長かったとか、途中で集中力が切れかかったというような御記憶は、特になですか。

裁判員経験者1：全然なかったと思います。被告人は現行犯で、罪も認めていましたが、被告人の父親の方が熱意を語ったときに、私も同世代ですので、子供を思う気持ちというのは分かります。奥さんも被告人を立ち直らせるという約束をしていましたので、そんな身になってみたときに、それが短いとか、長いとかいうような点はありませんでした。

司会者：あの事件については、起こったことについてそれぞれが話している内容が食い違っているように思われるところがあって、結論を出す上で、こんなことが分かればよかったですというふうな印象はないですか。

裁判員経験者1：別にありませんでした。

司会者：ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

最近、遺体等の写真の扱いをどうすべきかということが議論になったりしております。本日御参加いただいた方の中にもそのような証拠調べをした事件に参加された方がおられます。4番さんの事件では、遺体の証拠調べについて、検察官がいろいろと配慮していましたが、何かこんな印象を持ったというふうな当時の御記憶があれば教えていただきたいのですが。

裁判員経験者4：私の担当した裁判のときに、どこかの県でそういう問題があった、そのときは、ちょっと強烈な部分とかは白黒になっていたのですが、自分としては見ることができました。しかし、気の弱い方とかは耐えられるかなと思います。その晩、家に帰って目を閉じたときに、その写真がクリアに頭の中に浮かんできました。私の場合は耐えられましたが、耐えられない人もいると思います。今でもそのときの写真を思い浮かべようと思えば割とクリアに浮かんできますので、リアル感が頭の中に残るのは事実です。

司会者：あの写真があったか、なかったかで、何か結論に違いが出たとか、判断をする上で、何らかの影響を受けたか、一度きりの経験で答えづらいと思いますが、どうでしょうか。

裁判員経験者4：裁判員になったからには、あの写真は被害者の方のためにも見るべきだとは思います。写真を見ずして適当な裁判はできないと思います。

司会者：見るべきということを前提に、白黒でもよかつたでしょうか。カラーで見なければダメだとまでは思われませんか。

裁判員経験者4：タクシーの中で行われた犯行だったのですが、その現場の状況を知るには、カラーのほうがリアル感はあって分かるかなと思います。

司会者：遺体の状況そのものについてはどうでしたか。

裁判員経験者4：遺体の状況は、白黒写真だったように記憶しています。首の部分とかに関しては、カラーでは見られない人がいるのではないかと思います。

司会者：ありがとうございます。

2番の方の事件では、遺体から引いた写真をごく少数枚見ていただきました。遺体写真に関して受けた印象等があればお聞かせ願えればと思います。

裁判員経験者2：遺体の写真は、かなりショッキングで、いまだに記憶がかなり鮮明な点は、4番さんとやはり同じです。しかし、裁判員になるに当たつ

て、私は、そういう証拠物件を当然見るだろうと考えながら、並々ならぬ責任感で臨みましたから、見なければいけないと思いました。義務感や責任感の方が、その写真を見るストレスより勝っていたという状態です。

司会者：先ほど4番さんにもお聞きしましたが、遺体写真がなければ、判断できないということでもなかったか、見るべきだと強く考えられたか、その辺はどうですか。

裁判員経験者2：殺人事件の裁判をするに当たって、それがなくていいのかと言われると、やはり必要な証拠ではないかと思います。文章や言葉だけではなくて、写真を見ることによって、その犯行がどのように行われたかという状況がよく分かりますし、判断する上で必要なものであったと思っています。

司会者：ありがとうございます。

検察官、弁護人の方で、証拠調べの関係で質問等ございませんか。

検察官：5番さんの話などにもありました、同じ事実を見ていて、違う見方があるかもしれないというふうなお話を伺って、大変、興味深く考えているところでございます。例えば、メールとか客観的な資料が残っているときは、検察官としては是非見ていただいた上で、違う見方があるのではないかなどという検討をしていただければと考えています。そういう客観的に残っているデータなどを証拠調べの際に、後でいろいろと質問する前提としても、もっと見たいとお感じになったことがあるかとか、元のやつはどうなっているのかなどお感じになったことがあるのか、お聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

司会者：例えば、防犯カメラなどは、最近、たくさん街角にあるので、そういうものが犯罪の場面をたまたま映しているということもあります。検事さんがイメージしている客観的な証拠とは、そういうのものだと思うのですが、御自身の事件の中で、そういうとき、ひょっとして客観的な証拠が残っ

ているのではないか、残っているのならば見たいというふうなことを感じられたという御記憶はありますか。

裁判員経験者4：検察官の話を聞いたときに、例えば、重い刑から軽くなるのであれば、その辺のポイント的な部分を、重い刑になるのであれば、その辺のポイント的な部分を、素人に分かりやすく話していただければ、考えやすいのかなど。

司会者：論告の辺りのことは次に聞かせていただくことになっていますが、こんな客観的な証拠があれば助かったとか、この辺を見たかったと、特に、お感じになられたという記憶がありましたらお願ひします。

裁判員経験者2：被告人同士がメールのやりとりをしていて、一方がこういうつもりで打った、一方はちょっと違う受け取り方をしていたという部分がありました。一連の犯行の経緯の中でメールが紹介されていましたが、送った方がどういうことを期待して送ったのか、受けた方は、それでどう考えたのかとの判断がちょっと難しかったと感じた覚えがあります。被告人同士がどういう思いでやり取りしたかというところは、もうちょっと説明があってもよかったですかなと思います。

司会者：論告求刑、弁護人の弁論の場面でのやりとりについて、分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、すごく役に立ったとか、何か記憶に残っていることがあればお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

裁判員経験者1：私の事件では、検察側と弁護人側で言い分が違っていて、刑の重さが違っていました。

司会者：成立する犯罪の名前自体が違っていましたね。

裁判員経験者1：評議の結果、強盗致傷から傷害になったのですが、私的には難しいという場面はなく、分かりやすかったと思います。

司会者：普通だったら、捕まえることを諦めるぐらいの暴力が振るわれているのが強盗で、そこまでいかないと強盗にならないということが問題になって

いる事件だったのですが、そこ辺りも割と法廷で理解できて、評議に臨んでいただけたということですか。

裁判員経験者1：そうですね。写真を見せられたときに、強盗致傷までいかないのではないかという気持ちで評議したこと思い出しております。

司会者：審理が終わった段階で、1番さんなりの事件の考え方、捉え方というのは、割とクリアになって評議に臨めたということでよろしいですか。

裁判員経験者1：そうですね。

司会者：ありがとうございます。

2番さんは、論告弁論という最後の場面について何か記憶に残っていることはございますか。

裁判員経験者2：論告も弁論もまとめられていて、疑問等はありませんでした。

司会者：事件の総まとめとして、自分の頭の整理にも役立って、その後の話合いにも有益だったという印象ですか。

裁判員経験者2：そうです。

司会者：ありがとうございます。

4番さんからは、先ほど、検察官から、その刑を決めた過程がもう少し具体的に出れば、話合いをする上で有益だったのかなというような感想が述べられていましたが、その辺りに関することで、印象に残っていることがあつたらお聞かせください。

裁判員経験者4：検察官の論告求刑の時に、文章を読んでいくと、文章の3分の2以上が犯人が凶悪だ、残忍だ、悪質だみたいな感じで進みますが、一番最後の「しかし」以降、考慮する部分があるみたいな感じで、無期懲役が求刑されました。「しかし」以降の切り返しからその結論が出てくるところが、なかなか死刑という刑もそう簡単になってはいけないと思うんですけど、どこのポイントでその結論になったのか、納得させるのは難しい問題だとは思

ました。

司会者：検察官の意見に対してそのような感想を持たれたと同時に、弁護士さんの最後の意見について、何か感じたという御記憶はありますか。

裁判員経験者4：弁護士の方はほとんど記憶にありません。凶悪犯に対して余り弁護のしようがなかったのか、ただ、こういう人ですから刑を軽くお願ひしますみたいな気持ちは伝わってきました。

司会者：具体的にこのような刑を求めるのであれば、その理由をもう少し分かるように教えていただければ有り難かったというふうにまとめさせていただいてよろしいですか。

裁判員経験者4：裁判官の方と、自分たち一般的な見方、感性の食い違いを埋めるだけの納得できる説明がもう少し欲しかったとは思います。

司会者：我々が今、非常に考えている事柄で、お示しすべき枠のようなものは、もう少しきちんと示した上で議論しなければならないと感じております。

ありがとうございます。

5番さん、同じ問い合わせになりますが、最後の検察官の意見、弁護士さんの意見について、感じたことをお聞かせください。

裁判員経験者5：検察官と弁護士の方のやりとりを聞いていても、なぜそういった量刑に至ったかというのが、もう少し一般の私たちに分かる説明があつて、その上でこういうふうな刑に至るという説明がもう少し詳しくあつたらよかったです。

司会者：5番さんに参加いただいた事件は、被告人が何をしたのかという事実の内容に争いがあったり、それが法律的に何の罪に当たるのかというところにも争いがあったという事件です。被告人の内心の意図によって、成立する犯罪の名前が変わるという事件でしたが、今でも御記憶がありますか。

裁判員経験者5：はい。

司会者：まず、検察官の方の説明を聞いて、被告人がこういう理由でこんな気持ちを持っているからこの犯罪が成立するんだという検察官の主張内容は、すっきり理解できた御記憶ですか。

裁判員経験者5：その点はすんなり私の中では分かったという記憶です。

司会者：他方、弁護士さんは大々的にそれに反論されていたのですが、非常に長かったです。その長さも含めて、その弁護士さんの意見の述べ方についてどのような受けとめ方をされていましたか。

裁判員経験者5：確かに、今言われたように、ちょっと長い説明ではあります。その中で、何か少し感情が入ってしまっていた部分があったと思います。そのところを少し押させていただけたらよかったです、ちょっと表現が難しいですが。

司会者：少し感情的になって、専門家の意見の述べ方としてどうなのかなというふうな印象をお持ちになられたというような御記憶なのですか。

裁判員経験者5：そうですね、多少はそういうところがありました。

司会者：事件の成立する罪の名前については、検察官の主張は理解できたということですが、検事さんの刑に関する意見の部分について何かこんなことを感じたという御記憶はございますか。

裁判員経験者5：あのとき確かに、過去の資料というものを見た記憶があります。それを基に判断していくかなければいけない場面もあると思いますが、一つ一つ全部事件というものは違っていると思うので、こういうことがあったからこのぐらいというのが、私の中ではどうかなというのがあった気がします。資料と説明とがうまくかみ合っていないような印象を持ったように思います。

司会者：6番さん、論告弁論の辺りのことで何かございますか。

裁判員経験者6：検察官の方と弁護士の方との話を聞いて、量刑を決める中で、大きなジレンマを感じることがありました。裁判は当然、被告人を裁く

わけなのですが、被害者の気持ちもくみ入れたい。当然、感情的になつてはいけないとは分かるのですが、被害者にとっては量刑がやはり一番気になることであると思います。

司会者：事件の総まとめとして、頭の整理をする上で、御自身の事件については、不十分であったというような記憶はないということでおろしいですか。

裁判員経験者6：私の事件に関しましては、特に争いもなく、そのようなことはありませんでした。

司会者：ありがとうございます。

守秘義務ということについて、裁判が終わった後、ちょっと困ったというふうな経験をされたりした方はいらっしゃいますか。実際に生活していく上で、自分の経験を他人に語る上で、深刻な問題になっているというふうな感じを持っておられることはありますか。

あと、今から振り返って、裁判所からの困ったときの相談窓口などについての説明で不足を感じたとかは特にございませんか、よろしいですか。

あと、裁判官との結論を出す話合いの中で、ちょっと疑問に感じたというようなことがあれば、遠慮なくおっしゃっていただきたいのですが、いかがでしょうか。意見を十分に述べる機会が与えられなかつたというふうに感じたという記憶があれば、是非、今後の改善に反映させたいと思うのですけれども、何かございますか。本当はこういうふうにしたかったとか、話したかったとかいうことはありませんでしたが。もうちょっと配慮して、こういうふうなことをしてほしかつたというようなことも特にございませんか。気遣いなく言っていただき結構ですが、なかつたということでおろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

最後に、これから裁判員に選ばれる方に対して、何かメッセージ等があれば、順次、お聞かせ願えればと思います。

裁判員経験者6：冒頭にもちょっと申しましたが、今回、貴重な体験をすることによりまして、可能な限り、我々一般市民がこういった裁判というものに参加し、それを伝えることによって犯罪をなくすための一つの手段になってほしいと思います。

司会者：ありがとうございました。5番さん、お願ひいたします。

裁判員経験者5：今、経験者6番の方が言われたとおりに、貴重な体験であります。裁判所から通知が来て、自分の生活上、迷う方もいらっしゃるかとは思いますが、できる限り受けていただいて、今から犯罪を起こさない子供たちを育てていくためにも、その経験を伝えていっていただきたいので、是非、参加していただきたいと思います。

司会者：ありがとうございます。4番さん、お願いします。

裁判員経験者4：裁判員は、実際に好奇心とかでやれるほど甘い仕事ではありません。しかし、逃げて回るほど難しい仕事でもありません。十分な裁判を下すことでの、国民に法を納得させるみたいな部分もありますので、一度参加してみて、自分が法を下す立場になってみて、貴重な体験として受け止めればいいと思います。

でも、ただ気になるところは、現状では無作為に選ばれるので、ケアはあるものの、遺体の写真とかを見て、精神的にダメージを受けそうな方は、はつきりと断ってもいいのではないかと思います。

司会者：2番さん、お願ひいたします。

裁判員経験者2：裁判員の経験は、他では得られない、正に貴重な経験ができます。難しいことは何もないというふうに思いますが、責任感を持って臨まなければ、興味本位ではなかなかつらい仕事でもあろうと思います。

また、一般生活の中では、犯罪は非常に遠い存在なのですが、具体的な事件を見ますと、私たちの生活の中のほんの小さなきっかけで、実際の犯罪が行われている、大きな罪までいっているというようなことも非常に感じまし

た。そういう意味で、この経験を周りにも伝えていきたいと思っております。機会を得た方は是非参加されることを願います。

司会者：1番さん、お願いいいたします。

裁判員経験者1：私も皆さんがあれわれましたように、大変、貴重な体験をさせていただいたと思っております。だから、機会があればどなたもお受けになって、家族の方に、こういうことをしてはいけないんだとかを伝えていけば、そして、たくさんの方が経験して同じように伝えれば、大きな輪になるのではないかと思います。だから、先ほど、どなたかがあれわれましたが、逃げないで、体験をしていただきたいと思います。

司会者：ありがとうございました。

本日は、本当に貴重な意見をたくさんありがとうございました。

最後に参加しております法律家の方から、裁判員裁判に向けて、今後の抱負のようなものをお聞かせ願えればと思います。

検察官：個々の証拠の取調べを検察官が請求するわけですが、個々の証拠というのは、全体の中でピースの一部分だったりして、それだけを見るとちょっと分かりにくかったりするところもありますので、その証拠が全体の中でどのような位置を占めるのか、というふうなことを意識してやっている次第です。

検察庁でも、今述べたような分かりやすさを目指して努力しております。事後のアンケートの中で、8割ぐらいの方に分かりやすかったと言っていただいているようなところです。前年度よりも大分では上昇してはいるのですが、100%を目指して、今後も努力していきたいと考えている次第です。

司会者：ありがとうございました。

それでは、弁護士の方からお願いいいたします。

弁護士：今日はお忙しいところ本当にありがとうございました。

私は、日々、国民の皆様に、裁判のことに興味を持ってほしいと思っています。裁判が身近なものになっていき、皆さんにいろいろと興味を持つていただければと思っています。

裁判員裁判の中で、皆さんのお話を聞けるのはすごく貴重な機会だと思うのです。私が担当した裁判員裁判は、今来られている経験者2番の方の事件だったのですが、その中で、2番の方はすごく記憶に残っていて、被告人質問の中で、被告人二人の死生観について質問されたことがあったのです。私なんかは、裁判というのはこういうことを聞くものだという固定観念がありますので、被告人たちの死生観をお尋ねになったところは、何かすごく目が覚めるような思いがした記憶があります。皆様の価値観で、我々の常識を覆そうとする風を吹かせてもらうことは非常に大切なことなのかなと思っております。そういう面で貴重な体験をいただきまして、こちらこそ本当にありがとうございました。

司会者：裁判官からもお願ひします。

裁判官：本日は、お忙しいところありがとうございました。本当にいろんな意見を聞かせていただいて、大変参考になりました。

お話を伺っていて、いろいろな事件がよみがえってきますが、いずれも、裁判員として、重い判断を迫られ、御負担をおかけしたのではないかと思います。ただ、私たちにとっても、重い判断を皆さんと一緒に話し合って解決していくことは、本当にうれしいことでありますし、正に貴重な経験でした。皆さんからも貴重な経験と言っていただき本当にうれしく思っております。裁判員のケアの点でもいろいろ御意見をいただきました。これからもいい裁判を目指して頑張っていきたいなど本当に思わされました。どうも本日ありがとうございました。

司会者：この後、休憩を挟んで報道機関の方との質疑とさせていただきます。

(休憩)

司会者：それでは、再開させていただきます。まずは代表の方から質問をお願いします。

共同通信社：記者クラブを代表して3点ほど質問させていただきます。

本日は貴重な御意見をありがとうございました。裁判員制度が始まって4年半を迎える中で、裁判員を経験された方から、積極的な意見を聞けたということは非常に意味のあることだと思っております。

一方で、現行の制度について見直すべきところがあるのではないかという意見が、法曹界も含めて、いろいろなところから出ているのも事実だと思います。

そこでまず、今の裁判員制度をより良いものにしていくために変更すべきところは具体的にどこか、御自身が体験されたものだけでなく、報道されているほかの地域での裁判員裁判も含めて、お聞かせください。

今日の議論の中でも、例えば、判断に要する時間が適正だったのかと言われた2番さんの御意見だったり、4番さんの量刑の根拠の部分に関する御意見もあると思います。世の中では、そもそも裁判員制度の対象の事件を変えるべきではないかという意見もあったり、写真の扱いについても議論が度々なされています。どんなレベルの話でも結構ですので、皆さんの中で、より良い改善をするとしたらこういったところが変更できるのではないか、もっとこんなことができるのではないかというところがあれば、教えていただきたいと思います。

司会者：この辺りを改めるとより良いものになるのではないかと何か感じておられるところはございますか。

裁判員経験者1：1度だけの経験なのでちょっとと思い付きません。

司会者：2番さん、どうですか。

裁判員経験者2：ふだんの生活とは全く違う環境で、非日常的な内容のものを扱いますから、それに対する戸惑いが、裁判員に選ばれた人それぞれにある

と思うのです。やりやすくするための方法はいろいろなやり方があると思うのですが、裁判員制度の仕組み自体は、一般市民が裁判に参加するという意味では、非常にいいのではないかと思います。そういう意味では参加してよかったですし、是非、市民が参加するべきではないかと思います。

時間が適当であるかということを申しましたが、それは、余りにも非日常的経験だからということですね。それと1回しか経験したことがないから、比較ができないこともあります。

司会者：何かこの辺を改めるべきではないかについて、4番さん、何か思い付くところはございますか。

裁判員経験者4：裁判所から手紙が届いて、まず思ったことは、自分でできるかなということでした。ですから、誰でもできますよみたいな点をアピールしていけば、私でもできると思う人は結構いると思います。誰かに相談されれば、やった方がいいよとは言おうと思っています。

あと、やはり一番気になるのが写真の問題です。度々話題になっており、最近は、いろいろな配慮はされているとは思いますが、それを見てダメージを受けるのであれば断ってよいなど、その辺の配慮も必要かなと思います。

司会者：5番さん、どうでしょう。

裁判員経験者5：私でもできましたので、そういうところをアピールして、もっと気軽にできますというふうな案内を出されてもいいのではないかと思います。

あと一つ、公判が選任された日の翌日からだったので、職場とのやりとりの関係で、1日空けてもらえるとよかったですかなとは思いました。

裁判員経験者4：今、写真のことを言ったのですが、あくまで、写真は見ることは必要だと思います。見られないのであればお断りした方がいいのかなという意見だということでお願いいたします。

司会者：6番さん、どうでしょうか。

裁判員経験者6：裁判員制度が4年ほど前に始まったころは、確かに日本中、裁判員制度でわっと盛り上がったような気がするのですが、最近はほとんど耳にしない、目にしないように思います。約一年ほど前に私のところに通知が来たときも、なぜ裁判所から来るのだろうと思いました。制度のことがもう頭の中から消えていたわけなんです。今後も宣伝しなくなると、皆、拒否してしまうのかなと思います。もうちょっとアピールする機会があればいいのかなと思いました。

司会者：裁判所にとっては積極的な意見で有り難いのですが、こんなものでよろしいですか。

共同通信社：では、2点目の質問に移らせていただきます。

検察側及び弁護側の証人尋問、被告人質問で、時に、質問と回答のやりとりがちぐはぐでかみ合わないとの経験があったと思います。そういうったときに、弁護側及び検察側がどういうことを立証したいのかと見えづらいときもあるのかなと裁判を傍聴して思うときがあるのですが、その辺で、例えば、何かここはいまいち分からなかつたなという疑問を解消できたのか、その辺について、感じたことがあつたら教えていただきたいなと思います。

司会者：何か疑問を持ち越して、評議の中に入つて、評議の中でもそれが解決がつかなかつたというようなところはございましたか。持ち越して評議に入ったけれども、こういう形で解消できたのだということがあれば、お聞かせ願いたいのですが。

6番さんから、順次お願いします。

裁判員経験者6：検察官の方や弁護人の方の話が分かりにくいということは正直ありましたが、休廷のときに、裁判官の方にこれはどういうことなんかと質問して、丁寧に答えていただきましたので、評議に支障が出ることはありませんでした。

司会者：5番さん、どうですか。

裁判員経験者5：評議の中で、他の裁判員の方や裁判長の話を聞く中で、自分の中で解決していったので、困ったことはなかったです。

司会者：4番さん、お願いします。

裁判員経験者4：特に分からなかったことはありません。評議では、やはり刑の重さについてどの辺がポイントになるのか、分からぬ部分がありました
が、最終的には、裁判官の方の意見を聞きながら、納得できました。

裁判員経験者2：評議や論告・弁論について、余り疑問はありませんでした。そういう意味では、制度4年目で、随分、裁判所の方も運営に手慣れているとい
うか、休廷の挟み方とか、裁判員同士の意見を出し合う場を隨時設けてい
るとか、疑問を先送りにしないでその場で解決していくというふうな運営が
非常に良くできているという印象を受けました。

司会者：1番さん、お願いします。

裁判員経験者1：私の裁判の場合は、先ほども申しましたように、検察側と弁
護人側の罪状に食い違いが生じている事件でしたが、裁判員の年齢もまちま
ちで、いろんな討議がなされましたので、分からなかったということはござ
いません。

司会者：この問い合わせはこの程度でよろしいですか。では、次お願いします。

共同通信社：3点目は、報道機関の報道の仕方に関係することをちょっとお聞
きしたいと思います。

裁判員制度の始まりから4年半たっていますが、我々報道の在り方も、例
えば、逮捕時の容疑者の供述をどこまで出すべきなのかななど、かなりガイド
ラインができつつあったり、模索しながらではありますが、変更が生まれて
きています。併せて、警察側、検察側の発表する内容についても、多少、そ
ういった配慮の中で変更が生まれてきています。

皆さん、裁判事件報道に関して、裁判員を経験された後に、以前よりも注
意して御覧になっているとお聞きしたのですが、新聞、テレビ、ラジオの事

件報道の在り方について、逮捕から判決までの間で、何かもっと改善すべきところがあるのではないかとか、こういったところが実は余り深く突っ込まれていないからもっと出すべきじゃないかとか、どんなレベルでも結構です。我々の事件報道に対して、何か思うところがあれば、率直に言っていただければと思います。

司会者：1番さん、どうですか。

裁判員経験者1：テレビ等を見ますと、自分の興味のあるものに対しては、より深く、こういうことまで言わなくていいのにというようなところまで報道しているように思うのですが、それがいいのか、悪いのかは、私には分かりません。

裁判員経験者2：自分が参加した裁判の新聞記事、テレビ報道なども見ていましたが、報道の記事というのはすごくよくできているなと思いました。

ただ、事件の背景というのは、裁判を経験してみて、新聞に書いてあるより10倍も100倍もあるというのが実感です。事件報道だけでは、その背景というのはなかなか計り知れないものがあると感じたのは、裁判員でなければ経験できなかつたことだと思います。そういう意味では、裁判員制度がもう少し、肯定的に世の中に広がっていくといいなと併せて思いました。

裁判員経験者4：自分が被害者になったときのことを考えてみると、住所や名前を出されてもしようがないかなと思うだろうなと思っていますが、被害者がどう思っているみたいなところを推測で書かれるとちょっと問題があるのかなと感じます。今回、裁判を経験して、被害者の方の気持ちを簡単には語れないなということは痛感いたしました。

裁判員経験者5：自分が参加した裁判の記事を今でもとっていますが、確かにそのとおりのことを報道していただいている。ですから、それ以後、裁判員裁判の記事を見る度に、これが真実だと思って読んでいますので、よろしくお願いします。

裁判員経験者 6：裁判員になってから、新聞記事を気にするようになりましたが、裁判員裁判に関しましては、必ず新聞記事に載せて、告知することが必要ではないかなと思います。内容に関しましては、きちんと事実が書かれていくと感じております。

司会者：他の方で質問があれば、どうぞ。

O B S：O B Sです。今日はありがとうございました。

皆さん、裁判員を経験されて、多分、判決が終わった時すごく御苦労があったとか、今も思い出す場面があると思うのですが、それを踏まえて、もし、もう一回裁判員になるとしたら、こういう事件はちょっとやりたくないなという事件があれば教えていただきたいのと、逆に、こういう事件を裁判員裁判の事件とした方がいいのではないかと考えているものがあれば教えてください。

司会者：6番さんから、やりたくない事件とこういう事件をやるべきではないかというようなことで何かお考えがあれば、お聞かせください。

裁判員経験者 6：ちょっと答えにくくて難しいのですが、基本的に、きた裁判に関しては全て受けたいという気持ちになっております。

司会者：順次、お願ひいたします。

裁判員経験者 5：再度、裁判員として参加できるのであれば、内容は何であっても受けてみたいと思っています。一つ、刑事事件の中でも余り取り上げられていないかもしれないんですが、やはり私が一番今、思っているのが、障害者が犯罪を起こしたといった事件に参加して、その人をどのように社会が受け容れていくべきかといったことを考えてみたいと思っております。

司会者：こんな事件を避けるべきだということについては、御意見は特にないですか。

裁判員経験者 4：もう一度参加する機会があるのであれば、受けるか受けないかといえば、受けないと私は思います。国民全員に一回りして、全員が経験した上で

自分に回ってきたときには考えます。より多くの人が裁判員裁判に参加すれば、私自身考え方方が変わりましたので、いいのかなと思います。

司会者：今のような重大刑事事件というような枠組みならいいということですか。

裁判員経験者4：刑事事件は、重大ではあるけれど、判断しやすいかなみたいなところはあります。

司会者：2番さん、お願いします。

裁判員経験者2：裁判員裁判は、重大事件だからこそ意義があるのかなと思います。軽い犯罪について、裁判員裁判はなじまないかなと思います。それから、私もこの制度を多数の方が経験すると良いだろうと思いますので、次の機会のときには、他に譲るという意味で辞退するかもしれません。重大事件は起こらない方がいいわけですが、多くの方が経験した方が良いと思いますので、チャンスがあればやられた方がいいと思います。私自身は非常にやつてよかったですと思っているのですが、参加した4日間で、実は、4キロ痩せたんです。非常に苦痛だったからではなく、非常に集中したということだと思います。飲み食いもある意味節制して、それに没頭して取り組んだからだらうと思います。そういう意味では、誰でもできる仕事ですけど、非常に責任感や緊張は求められる、非常に充実感がある仕事ではあると思います。

裁判員経験者1：私も、もし2度目が回ってくれれば、どんな事件でも受けたいと思います。社会の一端に参加できたらいいなどの思いが、この年になって先に立ちます。それと、2番の方が言われましたように、私も3日間参加しましたが、交通事故で、明日参加できない場合は悪いので、夜も早く寝て、朝は遅れないようにという思いで3日間を過ごしてきたことを今、思い出しました。

司会者：例えば、6番さんがされた事件で、プライバシー保護への配慮が欠けているとか、そんなことはお感じにならなかつですか。

裁判員経験者 6：その辺はすごく配慮されていたと思いますし、名前も住所も分からぬ、再現写真も人形を使っての写真でした。だからといって、評議に影響することはなかったです。

西日本新聞社：西日本新聞です。今日は本当にありがとうございました。

皆さんにお聞きしたいのですが、裁判を終わられてこれまでの間で、守秘義務について負担に思われることや、ストレスに感じられる場面はあったでしょうか。

裁判員経験者 2：特にありませんでした。守秘義務についての負担は一切ありません。むしろ、私の経験は、私の周りの者に対し、守秘義務の範囲で話すようにしていますので、守秘義務が特にストレスになるということはありません。

裁判員経験者 6：守秘義務といいましても、すごく限られた内容が言えないということであって、全く何も言えないわけではありません。私は、裁判員になったこと自体言えないのかと、当初、思っていたのですが、そういうこともなく、職場でも経験したことを探したのですが、逆に同僚の方から、そんなこと言ってもいいのというぐらいの反応でした。同僚の方も聞いちゃいけないという認識があるようですから、その辺で裁判員制度の仕組みがまだ伝わっていないのかなと思います。全てを隠さないといけないといった認識があるようです。だから、みんな避けているのではないかと感じました。

裁判員経験者 2：私も随分、裁判員になったということを話してよいのかと、周りから言われました。

司会者：我々の説明や広報がまだまだ足りていないというところがあるのでしょ。

裁判員経験者 2：やはり圧倒的に経験者が少ないと感じます。

西日本新聞社：先ほど 5 番の方が、職場への説明で若干日にちがなったので、その辺はもうちょっと改善の余地があるのではないかとおっしゃっていました。

それは1日置けば、職場側に伝えて理解を得る、その後の仕事がやりやすかったということなんでしょうか。

他にも、会社員の方がいらっしゃると思いますが、職場への説明について、この時点で何か改善点があればお聞かせください。

裁判員経験者5：主婦をしているというのが一つ、学生の子供がいる点が一つ、仕事について一つあります。私の職場は派遣先なので、雇い主と現場と2箇所に連絡を取らないといけなくて、一応、自分が抜けたときの体制は組んできましたが、果たして次の日から職場が回るのかという点があったので、1日置けると、職場に戻ったり、家に戻ったりして、段取りを組むことができるとより良いかなという意味です。

司会者：選ばれたことで、養育している子供さんの関係とか、勤め先との関係とか、何か困ったところがあったというような御経験をされた方はおられますか。

裁判員経験者6：逆に私の会社では、選ばれた場合には積極的に参加しないということで、会社自体が勧めております。それに伴って、特別休暇という制度もありますし、勤務の調整はするので、極力、参加するようにとの指示が出ております。

裁判員経験者2：私も会社員ですが、この制度が始まったときに公休の制度ができております。私は、抽選から裁判まで、守秘義務の観点から、日が空かない方がいいと思っています。事件の内容について、裁判中はこれは誰にも明かせませんので、そういう意味では集中して行われた方がいいと思います。この辺りはそれぞれの御事情によって、ちょっと変わると思います。

司会者：4番さん、お願ひします。

裁判員経験者4：日数的には、裁判所から事前に提示があるのですが、自分は当たらないと思っていましたが、それがいきなり当たって、明日から来てくださいということになり、若干戸惑ってしまいました。

司会者：2番さんがおっしゃったとおりで、それぞれの方の御都合によってちよつとずつ違うのです。ただ、最近は、選任から直ぐに審理に入るのが割と例外型になってきています。もちろん関係者の都合とか、法廷の空き具合とか、いろんな事情もあるのですが、少し間を置こうとしているのが今の大分の実情です。

長時間、本当にどうもありがとうございました。今日、伺った話は本当に勇気づけられることが多く、また、いろいろ考えさせられることも多くありました。多くの方に積極的な意見を述べていただき、本当に心強い限りです。今後もより良い裁判員裁判を実現できるように努めてまいります。

どうもありがとうございました。

以上